

平成22年度第1回鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会 会議録

開催日時 平成22年11月24日(水) 午前10時00分から午前11時55分
開催場所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室
委員出席者 伊藤勝会長、菅野勝利副会長、和田光誉、遠藤尚子、指旗和子、吉野良一、磯野澄人
(欠席者：石毛雅夫、倉田智子、小茂田茂)

(以上敬称略)

職員出席者 松澤廣司(クリーン推進課長(事務局))、釜谷和良(環境課主幹)、佐山佳明(クリーン推進課長補佐(事)計画管理係長(事務局))、野口勝広(クリーン推進課主査(事務局))

傍聴者 なし

事務局(佐山) ○資料の確認

松澤クリーン推進課長 ○あいさつ

事務局(佐山) 審議会の委員定数は10名、出席委員は7名で、定数の半数以上が出席しているので、「鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」第3条第2項の規定により、審議会が開催できる条件を報告する。

会議録の署名人1名は、平成14年1月22日廃棄物減量等推進審議会申し合わせ「鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する基準」により、市内在住委員の名簿掲載順になっており、石毛雅夫委員欠席のため、指旗和子委員に願います。

現在、傍聴希望者は、いないことを報告する。

伊藤会長 ○あいさつ

菅野副会長 ○あいさつ

伊藤会長 本審議会は原則公開であり、本日の審議会は公開とするので、傍聴者が来場したら、事務局は速やかに傍聴者の誘導をお願いしたい。

山口委員に代わって、遠藤委員が平成22年7月16日付けで市長から委嘱されたので、紹介する。

遠藤委員 ○自己紹介

伊藤会長 議事に入る。

第1号議案「鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画 鎌ヶ谷市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」(案)について、平成22年11月4日付け鎌ヶ第705号にて、市長から諮問があったので、市長部局から説明願いたい。

なお、本議案については、審議会を2回にわたり開催して審議をする。

佐山クリーン推進課長補佐 ○計画(案)を説明

「水質汚濁防止法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で策定が義務付けられている。計画が更新の時期を迎えることから、二つの計画を一本化して策定する。一般廃棄物(ごみ)については、鎌ヶ谷市においては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の一部事務組合に移管しており、ごみ処理基本計画は、組合で更新策定に向けて事務を進めている。

第1章 計画の枠組み(1頁から8頁)

経緯・趣旨を述べている。4頁では、鎌ヶ谷市総合基本計画やその他関連計画・関連法律の中で、本計画の位置付けを述べている。5頁では、本計画の基本理念として、「みんなで目指す せせらぎの聞こえる川 さかなの生息する川」とし、6・7頁で目標を示している。計画期間は、15年間とし、目標年次は2025（平成37）年としている。生活排水の処理目標として、公共下水道・合併処理浄化槽で処理する人口の割合を98%以上掲げている。排出汚濁負荷量を2009（平成21）年の生物化学的酸素要求量（BOD）を92.1%削減するなどを掲げている。

第2章 計画の基礎条件（9頁から45頁）

鎌ヶ谷市における自然的条件・社会的条件などを記載している。28頁からは各水系における汚濁負荷状況や生活排水処理状況などを記載している。41頁からは、公共下水道、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿処理場などの記述をしている。

第3章 生活排水対策の検証（46頁から50頁）

生活排水処理の現状・対策を記載している。

第4章 主要課題（51頁から53頁）

ハード面の処理施設、ソフト面に関する課題を記載している。近年は公共下水道の普及や道路などの整備により、平常時に河川に流れる流量が減ってきているという問題がある。その結果、生活排水の処理率が高まっているのに係わらず、水系によっては水質の悪化の状況が見受けられていることから、新たな課題として河川流量の確保などが求められてきている。

第5章 実践目標（54頁から64頁）

2015（平成27）年、2020（平成32年）の中間年時における目標を含めて、ハード面の処理施設の整備・汚濁負荷の削減率や、ソフト面で住民と協働によって取り組んでいかなければならない内容などを記載している。生活排水の処理施設としては、公共下水道及び公共下水道が整備されるまでの補完施設として合併処理浄化槽の整備、本計画の中では今後くみ取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点施策として展開していくことを述べさせていただいている。平成13年4月以降浄化槽法の改正に伴い、合併処理浄化槽以外の浄化槽は設置できなくなっており、新設の場合全て合併処理浄化槽になることから、生活排水を綺麗にしていくことには単独処理浄化槽・くみ取り便所の生活雑排水をそのまま流している世帯を対象とした方が良いので、転換を重点目標として挙げさせていただいた。

この計画の資料は、65頁以降の資料編に記載されている。

【概要版】については、本計画の策定後、全世帯へ配布予定である。

A委員

根本は、水質を綺麗にし、さかなが住めるようにするという事だと思うが、昭和30年以前はタナゴやメダカがいたが、人口増加に伴って悪くなっている。

公共下水道事業は何年頃から始まったのか。

公共下水道は莫大なお金が掛かり、鎌ヶ谷市は分水嶺になって最上流部となり、公共下水道は下流から工事をしていくので最後になる。下水道の耐用年数は何年位なのか。公共下水道が完了する頃、最初に布設された管に耐用年数が来る。

国の負担が工事費の2分の1で、半分を市で負担する。絵に描いたものは目的年数で完成しないことが多いが、いつになったら完成するのか。

鎌ヶ谷市内でU字溝も入っていない所もある。道路排水や一部くみ取りを使ってい

る方々で流すところがU字溝排水である。鎌ヶ谷市内の道路には、全て完璧な良いU字溝を整備して、合併処理浄化槽をどんどん推進していくべきである。合併処理浄化槽にした途端に金魚が住める水が出て来る。一番上流部の鎌ヶ谷市でも出来ることである。だんだん人口が減ってきて、事業予算が無くなっていく時に、お金の掛かる事業を選択して、どうなるのかなど。しかし、合併処理浄化槽は、市民に対しては保守点検・清掃などの管理が個人持ちなので、有利ではない。公共下水道になれば、下水道使用料を払っていけば良い。

その辺を考えれば、せっかく計画を組んでも、いつになっても完成するのか解らないものより、今からも合併処理浄化槽を推進して、いち早く市民生活の環境整備を図った方が良いと思う。

佐山クリーン推進課長補佐

公共下水道事業は、印旛沼流域関連公共下水道では昭和49年度から、手賀沼流域関連公共下水道では昭和57年度から着手しているが、江戸川左岸流域関連公共下水道はまだ着手していない。

耐用年数は、50年と言われているが、近年国・県では長寿命化を進めようとしている。

一般家庭から見ると、合併処理浄化槽は、およそ100万円から120万円・130万円程度掛かる。公共下水道は、くみ取り便所からはおよそ35万円程度、単独処理浄化槽からはおよそ25万円程度であり、工事費に差がある。

確かに、公共下水道の整備には、幹線と枝線の整備や水道・ガス管の移設及び戻しなどの工事もあり、お金はかかるが、県が下水道終末処理場を持っているので、生活排水を責任もって処理され、合併処理浄化槽よりも非常に高度処理されて一般の河川に放流されるので、メリットが大きい。

また、維持管理費も、公共下水道に繋がると掛かる使用料は、合併処理浄化槽の年3回から4回の保守点検・年1回の清掃・法定点検・電気代と比べると、経費的に個人負担が掛からなくなってくる。自分達で管理する必要がない。

汚水適正処理構想でも、公共用水域における水質の確保では、公共下水道の方が有利ではないかということになっている。汚水処理施設の全面的な整備の方針は、公共下水道を最終的に整備した方が良いとして、立てている。

確かに、合併処理浄化槽を進める方が、短時間で全体的に安く生活排水の処理が出来る体制になっている実情はあるが、将来的に公共用水域の水質を良くする目的としては、公共下水道の整備を進めていき、その間の補完的な施設として合併処理浄化槽の整備を進めている。

B委員

20数年前に、私達は、公共下水道よりも浄化槽の方が安上がりだし、マナーも良くなるだろうと言って来ている。公共下水道がどんどん進んで来てしまったということもあるので、今更合併処理浄化槽を全域、無いところ全部ということは、どうしようもない事だと思っている。公共下水道が進んで来てしまって、遅かれしかなと思っており、もっと皆さんが気が付いて貰ったら良かったなと考えている。

1頁目の2行目の「事業場」は、「事業所」又は「企業」ではないのか。

6頁の3) 流域市町等との連携での「分水界」はあまり使われなく、「分水嶺」ではないのか。どちらがいいのか。

佐山クリーン推進課長補佐

「事業場」は、前計画からの踏襲で書いてしまっている。調べさせていただき、適切な言葉にしたい。

「分水界」、「分水嶺」は、「分水嶺」は山岳地域で使う言葉であって、市街地では「分水界」を使う。今まで「分水嶺」を使っていたが、本計画から言葉を変えさせていただいた。

A委員

「分水嶺」というのは、天災になって雨水が洪水になった時にどちらに流れていくのかということを行っている。「分水界」は、その境界を言っている。

「事業場」と「事業所」は、敷地の規模をもって言っていると解釈している。
公共下水道の耐用年数は50年位でしたっけ。

野口クリーン推進課主査

国で耐用年数を50年と決めているが、近年、超寿命化という考えで、県も勉強しているところであるが、計画的な管更生を行い75年間から100年間程度という超スパンの超寿命化を図る時代が変わってくる。

A委員

耐用年数が50年とすれば、25年も経ったら一番最初にやったところに耐用年数が来るという状況。国会討論で聞いていた中では、70年から80年位が耐用年数であると理解していた。

鎌ヶ谷市では、公共下水道の国・市の予算がどの位で、何年後に達成するのか、総合費用がどの位になるのか、それらの費用対価をみながら、浄化槽なのか公共下水道なのかを考えて、どちらが市民にとってみて有利かを考えていかなければならない。行政が有利ではない。一方的に市民に費用がかかることではない。市の財政も市民が払った税金であるので、莫大にかかっても困るのではないのか。

ただし、「環境問題は、自ら自分で責任を」というが本来である。外側から来た問題、水道などは行政が全部やって貰わなければならない。環境問題は自分達住んでいる人がやらなければならない。昔は、U字溝も排水管もなく、自分の敷地の中に4~5mの穴を掘って、一杯になると別の場所に穴を掘っていた。そういう時代が何十年もあった。環境というのは、最小限度は行政で負担してもらおうが、大部分は自分でやってもらわなければならない。

公共下水道が完成するまでの間、単独処理浄化槽のままでは、汚濁は変わらない。何にも手をつけられない、汚れを垂れ流しの状態である。あと25年もすれば、人口が減ってくる。公共下水道が完成した時には誰も使わなくなっているのに、公共下水道を完備しているとはいかがなものだと心配もある。莫大な国費と市の財政を使う。環境を良くするのに、反対ではないが、その間に合併浄化槽で自らも明日から綺麗な水が流れる方法を出来ないのかを考えていた。

孫などに伝えていくには、公共下水道がいつこうに進んでいない気がして、正確な事業年数と予算を示していただかないと心配である。

浄化槽であっても定期的な保守点検整備をきちっとやっていれば、BODとか問題は出ない。また河川に流れるうち水量が増し希釈されるので消えていくものである。一時あったとしても、葉を入れたり、清掃をきちっとやれば綺麗な水が出るものである。

いくら業者が言っても、「1年に1回しか保守点検をしない、清掃はいいです。」という風にやられてしまうと、明らかに良い水は流れない。そういう指導と補助金をきちっとすれば、新築の家、切り替えようとする家が、明日から綺麗な水が流れる。費用的にも公共下水道を使ったときと変わりはない。

B委員 新築の場合は、合併処理浄化槽でと決まっているので、綺麗な水が流れており問題はない。単独処理浄化槽の所が一番問題である。

A委員 鎌ヶ谷市では、合併処理浄化槽の補助金はどうなっているのか。切り替える時は出なかったのか。新築に限りなのか。

佐山クリーン推進課長補佐 補助制度だけ説明したい。
現在の補助制度は、本年度までは、新築とりホームなどで単独処理浄化槽又はくみ取り便所から付け替えるものに、公共下水道認可区域以外や具体的な公共下水道の整備計画が出来ていない区域について補助金を出すことの制度になっていた。

ここで見直しをかけて、来年度からは、新築はもう合併処理浄化槽しか付けられないという事で、単独処理浄化槽からの転換・入れ替えと、くみ取り便所からの入れ替えのみを補助金の対象として、そういう世帯だけを中心にターゲットとして、どんどん合併処理浄化槽を進めていくように方針転換していくように変えている。来年度以降は、主にリホームの場合に、増改築の場合に、合併処理浄化槽を入れる世帯を中心に補助金を出す。ただ、公共下水道の事業計画が具体的な区域については、国費・県費・市費の二重投資の問題があるので、補助金の対象から外させていただくようになっている。

C委員 15年計画で、この計画の投資金額のおおよそは、どこかに記載されているのか。

佐山クリーン推進課長補佐 本計画では記載されていないが、汚水適正処理構想の中で、経費効果についても比較されている。それは、処理場の建設から維持管理、し尿処理場、下水道終末処理場と色々あるが、管渠の整備を含めて比較されている。最終的には、公共下水道を引く方が若干安いという汚水適正処理構想の中で結果が出ている。環境課とクリーン推進課で所管していないので、色々な計算した式がないが、必要があれば次回で良ければ、皆さんにその部分をお見せできるような形で資料を作らせていただきたいと思います。

A委員 工事した後は若干公共下水道の方が安いと判断するのはそのとおりだが、では工事費から色々なものを考えた時に対比負担を考えた時に、どっちが安いと考えたら、明らかに何メートルやって何千万円という地下の公共下水道と比べて、はっきり言って補助金を出しても合併処理浄化槽の方が安い。将来に向かっても安い。それからやっても、公共下水道が普及した時に繋いだっていい訳ですから。

それを事業認可区域に入ったから、その区域は補助金が出ない、新築でも出ない。公共下水道がいつ工事されるのか、事業認可区域に入っても1年や2年ではできない。測量して、5年経っても6年経っても出来ない。

はっきり言って市役所の300メートル先の中央地区、鎌ヶ谷市の中央地区では、U字溝もないし公共下水道もない。ですから、昭和47年に排水組合を作ってやったが、そういうものを作ってしまおうので、余計行政の方では工事しなくなる。

そういうものでなく、公共的なものを考えた時に、区域に入ったら何年で出来るのか。新築で建て直ししたい人がいる訳ですから、区域に入って公共下水道が5年や6年経っても入らないのだったら、新築を我慢する訳にはいかない。そういう時に行政の方で、何かを考えないといけない。

また、受益者負担金がある。今、1平方メートルいくらなのか。

- 野口クリーン推進課主査
A委員 負担区で異なる。1平方メートル当たり350円から800円位の間である。
- 坪2千円前後ということなのか。高いところで、1坪2千5百円から2千6百円。だいたい50坪の土地だと10万円。それは、受益者負担金として、公共下水道を繋ぐときではなく、自分の持ち分の土地のお金がこの位かかりますよと。
それと、繋ぐ代金と、それと浄化槽を撤去したお金と。
- B委員 浄化槽を撤去しないで、洗って、そこに雨水を溜めて利用するのを越谷市でやっている。一度せっかく作ったものをまだ使えるものはそのまま使うように、洗浄するという所に補助金を出すとすれば、壊す必要はない。いつも、直ぐに壊す方向にいつてしまうと思っている。
- 伊藤会長 A委員のいわゆる経済的な問題と、一つ指摘されたのは、区域に入っていて、人が入って排水管が繋がるまでの間に、その排水の処理はどうするんだという、いわゆる過渡期の問題ですね。どういう位置付けで考えているのか答えられますか。
- 佐山クリーン推進課長補佐 具体的な計画として、7年位で概ね整備できる区域で、公共下水道事業認可を取得する。ですが、実際に進めていくと、7年で終わるかと言うと、実情は7年で終わっていないのが実態である。南初富地区は手賀沼第3処理分区で、南初富は1丁目から6丁目まであり、A委員の言っている中央地区も含め、全域で事業認可を取得しているが、7年で終わらないだろうと言うことで、半分の地域は事業認可を取っていないながら、合併処理浄化槽の補助金の対象区域として出させていただいているところもある。補助金の区域は、公共下水道の具体的な事業認可区域を外すということが原則となっているが、臨機応変で実は補助金の対象区域としている。
浄化槽を公共下水道に接続するときに潰すことについて、「必ず壊さなければいけない。」ということではない。B委員の言っているとおり、「消毒して雨水を貯めることは駄目だよ。」とは言っていない。ただし、それに対する補助金は無い。
改造するには資金が必要になるということで、改造工事費用の融資あつ旋・利子補給制度はある。
- D委員 浄化槽の現状であるが、合併処理浄化槽は20パーセントから30パーセントしかなく、良い水が出ているのは6割位であり、構造が複雑になっているので、故障と詰まりが多い。それで、汚水が溢れてしまっているとか、台所の排水も入るので少しの油類でも拭き取ってから流してもらわないと、油の塊もすぐ出来てしまって、現状はあまり良くない。
単独処理浄化槽では、全てのお宅で保守点検をやっているわけでもない。初期の全ばっ気の浄化槽は、3ヶ月とか2ヶ月に1回くみ取りをしてもらわないと、全然維持できない。
その家庭の使用人数とか、女性が多いと紙も多く使うので、家庭の構成によって変わるが、一概に全部が悪いとは言えないが、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽と全て合わせても、本当に良いのは半分位しか言えない。
- A委員 自己管理しかないのだ。

B委員 処理の機種と流す家庭の処理の仕方の2つが問題である。より良い水を流すのに、まだまだ、マナーが悪い。コマーシャルで、「こんなに油が付いてるのに少しの台所用洗剤でも落ちて流れますよ。」と、油がみんな流れちゃうでしょうと。そういう事の宣伝をしているので、皆さん疑問を持たずに使ってしまう。そこをなんとかしないと。

A委員 結果的には排水口から表に行ってしまうと、台所用洗剤では溶けたけど、また河川へ行くと油の固まりになってしまう。その場しのぎでは良いのだけど、1キロメートルも流れて来るうちには、元の台所から流すのと同じになってしまう。

C委員 PR、啓発はどの様にやっているのか。浄化槽関係で流す絵は出ているが、浄化槽のメンテナンス、流し方はどの辺に詳しく出ているのか。

佐山クリーン推進課長補佐 浄化槽の啓発部分は、本計画書では、あまり詳しく書いていない。

A委員 800部作るとか。

佐山クリーン推進課長補佐 浄化槽の維持管理について指導権限を持っているのは県であるが、何かあって最初に連絡が入るのは市である。県が色々として作っている維持管理に関するパンフレットを沢山貰って置いて、臭うとか、定期的な保守点検をしていないとかの場合に、「浄化槽の維持管理はどうですか。」と聞いたり、パンフレットの中に法律の内容が詳しく書いてあり、方式により何ヶ月に1回保守点検が必要ですよとか、法定検査が必要ですよとか、細かく書いているパンフレットを一帯に配っている。そういう訳で、この計画書には詳しく書いていない。

B委員 ただ計画書としては、75頁、76頁に、環境基本計画の中の第4章 行動の展開ところで、色々取り組みとして、中々良いことが書いてある。文字だけで無く、【概要版】の方にイラスト入りとか、うまく利用して、市民のマナーを上げるためのものを入れてもらえると良いと思う。

「ディスポーザー（台所用生ごみ粉碎機）は使用しない。」と書いてあるが、最近マンションなどには既に付いているという話を聞くが、ディスポーザーは禁止という鎌ヶ谷市の条例を事前に作れないのか。やはり有れば、使いたくなる。ごみを出さなくていいやという感覚になってしまうのではないかと思う。ここは、是非禁止にしてもらえればと、どうでしょうか。

佐山クリーン推進課長補佐 ディスポーザーは、昭和60年代から、欧米から日本に入ってきた。確かに、鎌ヶ谷市内でマンションは3ヶ所・4ヶ所、建設の計画段階から設置というものがある。事前に相談が来るので、ディスポーザーでは、放流する前に、別に汚泥を処理する為の設備を設けて頂いている。一般家庭は、ディスポーザー対応型の合併処理浄化槽が開発されている。新築で事前にそういう話があれば、こういうものも有りますと説明できるが、後付け出来るディスポーザーは、把握できていないのが実情である。

禁止条例は、付けないでくれという指導は出来るが、個人の自由を制限するのでなかなか難しい。

B委員 そのマンションに関して、設置後、点検とかチェックはしているのか。

野口クリーン推進課主査 宅地開発指導要綱では、過去の事前協議で、公共下水道に接続するマンションで放流する前に合併処理浄化槽を設置した事例はあるが、公共下水道が入っていない合併処理浄化槽を設置しなければならない区域では事例が無い。ディスポーザー対応型の合併処理浄化槽は値段が高いということで、実際に把握はしていないが、新築から付ける家庭は少ないと思われる。

B委員 ごみも一緒に流れて行くということですよ。問題ですよ。

E委員 【概要版】の最終頁で、下の絵は解るのですが、クエスチョンとアンサーの関係が良く解らない。「もしも、台所から次のものを流したら、さかなが住める水質にするために必要な水の量は、浴槽で何倍分？」がクエスチョンですよ。アンサーが、日本酒28杯分と書いてあるのだが、何が関係あるのかが解らない。よく理解できなかった。

釜谷環境課主幹 クエスチョンだが、「もしも、台所から次のものを流したら、さかなが住める程度の綺麗な水になる水質にするためには、浴槽で何倍分必要か。」という事を書いたものである。浴槽は色々あるが、一応300リットルということで考えて、アンサーの方で、仮に例えば日本酒コップ1杯分の汚れに対して、それをさかなが住めるように綺麗にするためには、綺麗な水が浴槽28杯分必要というのが答えになっている。それぞれ牛乳とか。

B委員 矢印が書いてあるが、付けないか、付けるのであればクエスチョンとアンサーの方に付けつけた方が解りやすい。
廃食油というよりも食用油。油コップ1杯分で無く、スプーン大さじ1杯分とか、ちょっと流してしまいそうな。コップ1杯分を流す人はいないと思う。ここの所を量的に少ない方が良く思う。
風呂桶1杯とか、もっと身近に解り易いのではないかと思う。
米のとぎ汁3合は、量的に妥当と思う。
そういう所を考えて作っていただくと良いと思う。

釜谷環境課主幹 【概要版】については、まだまだ試行の段階というか、アイデアというか、まだ素案の段階であるので、ご意見を頂きたい。

A委員 会長、ここで答申を出すのではないですよ。何回位、審議会をやる予定なのか。

佐山クリーン推進課長補佐 2回審議会をやって、今、実はパブリックコメントを実施しているので、その意見と今回の意見をまとめて、もう一度修正したものを12月下旬に審議会を開いて、それ以前に皆様に配布したいと考えている。その場で答申を頂けるのか、若しくは、会長と事務局にお任せしていただけるのか、その辺の実情はあるかと思うが、もう一回は審議会を開いて、それからの答申として考えさせていただいている。

- A委員 提案だが、次の審議会まで、現在、くみ取り便所、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽がどの位の戸数があるのか。それと、鎌ヶ谷市全区域の公共下水道、概ね今の計画では何年後に到達するのか。およそで平成50年なのか、平成60年なのか、どの辺なのか概ねを示して頂きたい。
- 佐山クリーン推進課長補佐 戸数というのは、今、微妙にマンションなどが出来ているので、浄化槽の場合何世帯かで1個付いてしまっている。何年後にどの位の人数は54頁に記載させていただいている。世帯数となってしまうと、毎年度の世帯人数を統計上とっているもので、それで割らせていただくという位になってしまう。
- A委員 鎌ヶ谷市内の浄化槽清掃業者3社から資料を取り寄せれば、すぐ解るのではないか。
- 佐山クリーン推進課長補佐 浄化槽清掃業者は、鎌ヶ谷市内3社、船橋市1社及び千葉市1社ある。毎月実績報告書を頂いている。
鎌ヶ谷市では、合併処理浄化槽の設置を計画すると、建築確認申請とか県に届出がでるのだが、合併処理浄化槽設置届の写しを頂いて、毎年電算に入れて集計しているので、今現在のある程度の戸数は解る。
ただ、浄化槽から公共下水道に切り替った世帯が、クリーン推進課で把握していないし、下水道のデータとリンクしていないので、誤りを生じる場合があるのだが、それで良ければ、目標年の37年の概ねの世帯数は出させて頂くことは可能である。
- F委員 3-3 啓発に関する事項から、合併処理浄化槽設置事業補助金の問題がある。来年度から新築については出さなくなり、くみ取り便所、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみになるということだが、当然、広報などで市民にはお知らせするのか。
- 佐山クリーン推進課長補佐 全庁的な意思決定は8月にとっており、補助金ありきで新築する方もいるので、半年前の広報かまがや10月1日号で、平成23年4月1日から合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱が改正される事をお知らせ済みである。
- F委員 新築は、何故、補助金をやめてしまうのか。
- 佐山クリーン推進課長補佐 平成13年4月1日の浄化槽法の改正により、新築については必ず合併処理浄化槽の設置を付けなければならない。付けなければならないものに対して補助金を出すのであれば、現在単独処理浄化槽やくみ取り便所で生活雑排水を処理せずに流している所をどんどん合併処理浄化槽に切り替えていただいた方が、公共用水域の水質改善に寄与できるのではないかと、ということで補助金を方向転換させていただいている。
- F委員 極端な話、新築で単独処理浄化槽を設置する場合には、許可をするのか。
- 佐山クリーン推進課長補佐 許可はできない。法律上、設置してはいけないものである。そうすると、建築確認もおりない。
- F委員 家を近々建て替えようとする方は、平成22年度中に建てなければならない事にな

る。

佐山クリーン推進課長補佐 F委員 補助金を予算でやっている関係で。
それは、市の予算か。

佐山クリーン推進課長補佐 3分の1ずつ国・県・市の予算を使って、補助している。今年度は、予算を使い切ってしまう、新たに建てようとしても、補助金は出せない。県から内示を受けている基数を全部消化してしまった。年度内に完成して検査も受けなければならないので、ある程度早く申請して頂いており、それを見越しての基数である。今年度は、新築で35基、1,800万円弱の市の予算であり、実際は申請が終わっており、後は検査を待つのみである。

F委員 公共下水道の下水道料金と浄化槽の保守点検清掃と比較した時に、下水道課職員と話しをしたときがある。鎌ヶ谷市では公共下水道の方が少し高くなる雰囲気であった。

佐山クリーン推進課長補佐 単独処理浄化槽は規模的に小さいので、保守点検・清掃・法定検査費用がそんなにかからなく、下水道料金の方が高くなる。合併処理浄化槽は、規模的に大きいので、保守点検・清掃・法定検査費用がかかるので、下水道料金の方が安くなる。

F委員 公共下水道になった区域で、使わなくなった浄化槽を取り壊す。取り壊し料が20万円位になっていることを聞いている。「時代の流れとして、公共下水道はいいのだけれど、そういうお金が掛かるのは嫌だね。」ということも聞いている。

野口クリーン推進課主査 取り壊し料が20万円の話しだが、日本下水道協会千葉県支部下水道排水設備工事責任技術者がいる鎌ヶ谷市排水設備指定工事店が、現地を見て、単独処理浄化槽の場合、どの様に配管をしていくか、見積りや図面をひかなければならない金額も入っている。

また、東京都は合流式であるが、千葉県流域下水道では、雨水は自然の川に流し、分離して汚水だけを公共下水道の汚水管に流す分流式である。合流式だと、大雨の時に下水道終末処理場に入る流量が増大し、処理できなくて東京湾に放流してしまう。

単独処理浄化槽では、雨水や雑排水を細い管で、直接浄化槽に入らずに側溝等に流れている。公共下水道の宅内の汚水配管は、鎌ヶ谷市下水道条例で10センチメートル以上と決まっている。基本的に公共下水道に改造するには、今までの管を雨水に、汚水管を新設して2本入れなければならない。

残る浄化槽については、浄化槽は個人の所有なので、残して再利用するのか撤去してしまうのか自由であるが、日本下水道協会の排水設備指針では、衛生上の理由からかもしれないが、原則撤去となっている。

鎌ヶ谷市の特徴として、建物の敷地が分割化して非常に狭い状況であり、浄化槽の跡地利用の理由もあるが、再利用する方は少ない。中には、散水に利用する方もいる。条例となると、市民生活部と都市建設部で整合・調整しなければならない。

B委員 越谷市のものを知ったときに、下水道課に散々言ってきた。なにも、条例で作らなくてもいいから、勧める。「こういう方法もありますよ。」と大いに宣伝してくださいということをお願いした。壊さなければならないという考えが大半で、市役所もそう言っているので、「こういう方法もあります。」ともっと広報して欲しい。

野口クリーン推進課主査 鎌ヶ谷市民の生活実情もあり、部を超えてしまい、上司の考えもあると思う。

G委員 今年初めて、生活排水がそのままダイレクトに川に流れていることを聞いた。
プラスチック製容器包装で、ケチャップとかマヨネーズとか油のついているものは、洗ってピンクの袋に出してください。それは、排水を汚しているのではないかと。前にも話し合った事のようなのであるが、会う人毎に、色々な人に聞いた。「知っていますか。」と。調べたところ、洗っても落ちないものは、燃やすごみに出すようにと書いてあるのだが、ホームページも飛んでいかないと、そこまで行き着かない。20人以上市民に聞いたが、それを知っていたのは、たった1人。残りの95パーセントの市民は、洗っても落ちないものは、燃やさないごみに捨てている。排水を汚した上に、燃やさないごみでリサイクルはできないのでは、非効率、不合理ではないのか。

新しく、「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを貰ってきたが、これには、「中身を使い切って軽くすすいでください。」と書いてあるだけで、落ちないものに関しては燃やすごみに入れて良いということは書いていない。

同じクリーンセンターしらさぎを使っている柏市沼南地区の場合は、「軽くすすいで出してください。食品汚れの落としにくいものは、燃やすごみに出してください。」と書いてある。

「ごみの分け方・出し方」に、ちょっと一言入れていただいたら、無駄な汚い排水を出す必要が無くなると思う。

もう一つは、昔は、プラスチックを燃やしたら、鎌ヶ谷の焼却炉は小さくて性能が悪いので、ダイオキシンが出るということとその20人の人皆が言っている。プラスチックを燃やしてダイオキシン類が出ないのかをお伺いしたい。

佐山クリーン推進課長補佐 確かに、昨年までは、汚れが落ちないものは燃えないごみと言ってきた。

今、燃やせないごみは破碎して、その中の金属類などのまだ更にリサイクルできるものを回収して、最後のリサイクルできない残さをクリーンセンターで燃やしている。燃やさないごみは、そのまま燃やさないごみの感覚になっている。最終的にクリーンセンターしらさぎで燃やすごみになっているので、昨年からは燃やすごみに入れてくださいと変わった。

燃やす前に洗ってということは、極力リサイクルをしたい。プラスチックは燃やしてしまったら、炭酸ガスを発生させるので、地球温暖化の問題にも係わってくるし、なるべく洗って頂いて、リサイクルできるプラスチック製容器包装のピンクの袋に入れていただきたい。

どこまで洗えばいいのかと一番の大きな事であるが、国で法律を定めている環境省に問い合わせても、容器包装リサイクルに関する事を審議している国の委員に問い合わせても、汚れが落ちた・落ちないの感覚は、皆さんにお任せしますと。極端な話をすると、洗った方がこれは綺麗だと思ったら、これは綺麗だと。汚いと思えば汚い。という風に判断して考えてくださいと、出す人に振られてしまっているの、我々も極力リサイクルを進めたいので、ざっと洗って頂いて、皆様が綺麗だと思ったらピンクの袋に入れて下さいという事をお願いしている関係上、安易に燃やすごみと言っ

ていないのが実情である。

20人の人全員が燃やさないごみと言っていることは、広報が不足してしまったという反省しているが、昨年全世帯にパンフレットを配布したり、市内60ヶ所位で説明会をさせて頂いた。広報や、自治会を通じて回覧板とか、全世帯配布とか説明していきたいと思っている。

ダイオキシン類の問題であるが、平成12年までは初富にある旧クリーンセンターを使っていた。16時間稼働で、1日70トンしか燃やせなかった。鎌ヶ谷市の人口が増えてくるに従って1日70トンで処理しきれなくなり、平成12年近くになった時は24時間稼働で1日100トン近く燃やしていた。確かに、焼却能力が少なかったという事と、ダイオキシン類の問題が大きくなる前に建てられた施設なので、ダイオキシン類対策として、今の基準に耐えられる焼却炉ではなかったのは確かである。そういう訳で、平成6年・7年に電気集じん機というダイオキシン類を除去する装置を付けたのだが、現在の基準をクリアできない施設だったので、前の焼却場ではダイオキシン類の問題はあった。

今現在のクリーンセンターしらすぎは、目標値と言って、ダイオキシン類の出る濃度を国のレベルの50分の1位の目標値を立てて稼働させている関係上、ダイオキシン類については、問題なく処理されている。そういうことで、プラスチックを入れて燃やしても耐えられる。

ただ、燃やしてしまうと炭酸ガスを発生してしまうので、地球温暖化の問題をどんどん進めてしまう。プラスチックは、化石燃料、いわゆる石油が主につくられている関係上、資源に限りがある。燃やして無くしてしまうのでは無く、リサイクルをして、何年も何年も何回も使える様にしていくということが大事である事から、まずは洗って、綺麗と思ったら、ピンクの袋に出して頂きたいというのが、市のお願いになっている。

「ごみの分け方・出し方」のパンフレットに、「汚れが落ちないものは燃やすごみに出してください。」というのは、方向転換した後、まだ作り直していないということもあるのだ。

G委員 新しく貰ってきたのが、平成15年度のものですよね。

佐山クリーン推進課長補佐 分別の仕方が変わったのが、平成15年10月からなので。ペットボトルの分別を始めたので、「平成15年10月からそのようになっています。」となっているだけで、実際には皆さんにお配りしているものは、何年かに1回作り直している。次回に作る時は検討させていただきたい。ただ、「何でも燃やしていいよ。」ということを入れることによって、燃やすごみに何でもどんどん出されてしまうことを懸念している関係がある。

G委員 油を流してはいけない事と、油の容器は洗って流してプラスチック製容器包装に出すということは、どちらがいいのか、いつも悩む。

B委員 油は、ペットボトルか。

G委員 プラスチックである。

- B委員 缶とビンのものしか使わない。油の場合、そのまま洗わなくて良い。特に、プラスチック入りの場合に迷う。肉のトレーも、結構油とか汁がある。そのまま、ゆすいたら大変なので、要らない紙とかなどで拭き取る。それで洗うと、綺麗になってリサイクルできる。
- G委員 ケチャップなどかは、切って中身を取り出して、拭いて、ゆすいで。
- B委員 多少ごみは増えるが、プラスチックを燃やすよりは、どっちみち燃やしてしまう紙とか、ポロキレなどで拭き取れば、水もそんなに汚さないし、プラスチック容器をリサイクル出来る。
- A委員 その辺の認識ははっきりして欲しい。回収する業者が、汚れているものが混じっていると持っていかない。そっくり残っている。ピンクの紙が貼ってある。その辺の認識をはっきりして、分別表を出すのであれば早く、ぴしっと、広報に1回や2回でなく、分別表も半年間に何回も何回も、繰り返し各家庭に配るようにしないと、1回切りでは認識しきれない。その点を努力していただきたい。
- C委員 大きな柱としては、水循環型まちづくり推進というのがひとつあって、それと、河川の水が減少していることがあって、公共下水道を整備することがある。そうすると、鎌ヶ谷市の表流水はどの位残るのかなど。要するに、管にみんな入ってしまうと、河川の水の量は減少してしまう。そうすると、水循環のまちづくりに影響してしまうという。良い事をやれば、あるところに歪みが出てくるというものが見える。直ぐに答えが出るとは思わないが、考えをまとめてくれると助かるなと思っている。
- B委員 雨水と汚水が分離している事を先程言っていたが、雨水を分離してそのまま川に流れて行く、流れていく川になる方法は、無いのだろうか。雨水を浸透させるだけで、川の流量が多くなるのだろうかということを感じた。
- C委員 今すぐということではないが、少しご検討いただけたらと思う。
- 釜谷環境課主幹 62頁・63頁の 5-3 健全な水環境の確保に関する事項という事で、今回の計画のある意味で、ある程度一步進んだものとして、水循環ということが、水質の汚濁を含めて、水を豊富にするという事が問われているので、健全な水環境の確保という事が、雨水を貯めたり、浸透させるという方法が、これからやっけて行かないといけないと考えており、書かさせて頂いている。
- C委員 もうひとつ、【概要版】のパンフレットに、浄化槽の維持管理、生活排水の処理について、浄化槽はある程度の期間必要になることから、ここにもっと保守点検・清掃をしてくれということが解るように書いていただけると良い。先程言われたように20パーセントが良くて、その他は悪いとか、書いていただけないと進まないかなど。要するに、活かせる水を活かそうという事をするのであれば、浄化槽の管理と、雨水の活用を言っていただけると、解りやすい。

B委員

59頁下から2行目のところで、「やさしい石けんの使用」とか、「食用油の回収事業」とかが入ったのが今回大進歩かなと。今までは、なかなか廃食油まで手がまわらなかった。

60頁の表5-2-1で、洗剤の使用対策で、「無リン性洗剤」はできればPRT R法で水生植物とか水生動物へ害を及ぼすということで認められて、かなりの量が出回っているの、できればカットしていただきたい。

「粉石けん」は、粉の合成洗剤を粉石けんと思う人がいるので、「無添加の石けん」とか考えてもらえればと考えている。

その下の「適正な生活排水処理施設の誘導」で、最後の行から2行目の「生活排水の処理方法への意識の高揚と、適正な処理方法への誘導を図っていく。」が、上から目線というか、「意識の高揚」というよりも「理解を深めて貰う。」といった言葉の方が良いと思う。それから「誘導を図っていく。」のが、「変更又は切り替えを進めていく。」と、やさしい言葉にして頂けたら良いと思う。

64頁に、②庁内連携の確立で、「年1回報告書を作成し、」と書いてあるが、これも良いなと思ったが、ごみの方でリサイクル率の目標を掲げたが、目標の点検がされていないので、きちんとやって欲しい。

伊藤会長

これで意見がなかったら、第1号議案「鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画 鎌ヶ谷市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の審議を終了したい。その他ないか。

各委員

〇なし

伊藤会長

無ければ、これにて、平成22年度第1回鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会を閉会とする。

なお、次回の審議会は、12月下旬に開催したいと思っているので、年末で忙しいと思うが、各委員よろしく願います。

各委員、事務局
で協議

〇平成22年度第2回鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会

平成22年12月24日（金）午前10時から鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室で開催することを決定した。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成22年12月22日

氏名 指 籟 和 子